

教育長交際費の支出状況の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育行政の円滑な運営を図り、市民に開かれた行政を推進するため、教育長交際費（以下「交際費」という。）の支出状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 公表する情報は、交際費の支出に係る情報のうち、次に掲げる情報とする。ただし、見舞金等相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合の情報は公表しないものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 種別
- (3) 支出内容等
- (4) 支出金額

(公表の時期及び方法)

第3条 交際費の公表は、月毎に区分整理し、当月分を翌月の15日までに、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、交際費の公表に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月分の交際費から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月分の交際費から適用する。